

# 大分県スキー連盟 教育部規程

この規程は、大分県スキー連盟規約(昭和47年10月1日施行実施)に基づき、教育部における規程を定める。

(目的)

第1条 大分県スキー連盟(以下「本連盟」という。)規約第2条の目的のため、スキー及びスノーボード(以下「スノースポーツ」という。)の普及発展、指導育成、強化を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 教育部は、本連盟理事会(以下「連盟理事会」という。)に直属する統括部門であり、前条の目的のため、本連盟規約第43条並びに次の分掌事務の遂行に務める。

- (1) スノースポーツの普及、指導者の育成、強化に関すること。
- (2) 本連盟主催又は主管するスノースポーツの行事に関すること。
- (3) スノースポーツの指導、講習、検定に関すること。
- (4) 第3条第2項及び第3項に定める、有資格者等の審査、認定、推薦及び指導育成に関すること。
- (5) 全日本スキー連盟(以下「SAJ」という。)公認スキー学校又はSAJ公認スキー教室等の審査、承認、認定及び育成指導並びに管理統括に関すること。
- (6) 学校体育授業、修学旅行等のスキー等の普及及び指導育成に関すること。
- (7) ジュニアの育成に関すること。
- (8) その他、連盟理事会の決定事項に関すること。

(組織)

第3条 教育部は、次の教育部員をもって構成する。

- (1) 本連盟理事のうち、教育部長、教育副部長及び教育部担当理事(以下「教育部理事」という。)
- (2) 大分県スキー連盟所属のSAJ公認スキー指導員及び準指導員(以下「有資格者等」という。)及び、SAJ公認スノーボード指導員及び準指導員(以下「有資格者等」という。)のうち、教育部の活動に携わる者。
- (3) その他、常任理事会で承認された者。

(教育部長及び教育副部長)

第4条 教育部長は、教育部を統括し、これを総理するものとする。又、第6条に定める委員会を統括、これを総理し、第8条で定める委員長に指示、助言等を与えるものとする。

第5条 教育副部長は教育部長を補佐し、教育部長に事故あるときはこれを代行する。

(委員会)

第6条 第2条の任務を達成するため、次の委員会を設ける。

- (1) 総務委員会  
企画、調整、立案、財務等に関すること。
- (2) スキー委員会  
講習会ならびに、バジテスト等の検定に関すること。
- (3) スノーボード委員会  
スノーボード全般に関すること。

第7条 教育部員（本連盟常任理事を除く。）は前条に定める委員会のいずれかに所属しなければならない。

第8条 教育部長は、第6条に定める各委員会の委員長を指名し、委員長は委員会を統括し、教育部長の指示、助言等に従うものとする。

第9条 委員長は、副委員長を置くことができ、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

（会議）

第10条 教育部の会議は次のとおりとする。

（1）教育部理事会

教育部理事で構成し、教育部長が必要と認める場合に、召集、開催する。

（2）教育部総会

教育部員で構成し、原則として年1回以上開催し、教育部長がこれを召集する。なお、議決は出席した教育部員の過半数をもって決定する。

（3）第6条に定める各委員会

各委員会所属の教育部員で構成し、教育部長の承認を受け、委員長が開催することができる。開催後、委員長は委員会報告書（様式第1号）により会議内容を教育部長に遅滞なく報告しなければならない。

（活動計画）

第11条 教育部長は、翌年度教育部活動計画（以下「活動計画」という。）を3月末日までに作成し、本連盟の評議委員会（以下「評議員会」という。）で承認を受けなければならない。

（参加協力義務）

第12条 教育部員のうち有資格者等は、第11条で承認を受けた活動計画に、率先して参加し、協力しなければならない。

（参加協力実績）

第13条 前条の参加協力の実績として認められるものは次のとおりとし、当該年度の4月1日から翌年3月末日までに実施されたものとする。

（1）評議委員会にて承認された活動計画。

（2）本連盟が主催又は公認するスキー等ツアー、各社のスキー等教室。

（3）本連盟が主催する行事で講師派遣料が支払われるもの。

（4）その他、教育部長が招集した教育部会。

（講師派遣料）

第14条 講師の派遣料（教育部主催又は主管のものに限る。）については、本連盟旅費規程に準じる他、別にこれを定める。

（資格の休務）

第15条 止むを得ない事由（国内国外への長期出張、転勤、けが、病気、その他教育部長が認めるもの）で活動に参加協力できない場合は、事前に休務届（様式第2号）を11月30日までに教育部長へ提出しなければならない。ただし、締切以降に止むを得ない事態で休務する場合は、すみやかに休務届を提出すること。

第16条 提出された休務届は教育部理事会で審査し、連盟理事会の承認を得たものについて参加協力義務を免除する。

(担当計画)

第17条 教育部長は、第11条で定める活動計画に基づき、有資格者等の担当計画を決定し、教育部員に通知しなければならない。

第18条 担当計画は、教育部長の承認を受け、有資格者等間で当日の入れ替えができるものとする。その際、バッジテスト等の検定員資格等に留意しなければならない。

第19条 担当計画について参加協力の意思を示したが、行事の中止のため参加協力できなかったものは、参加協力実績を満したのものとする。

(欠席)

第20条 第17条の担当計画決定後、指定日の参加協力が困難な場合は、事前に有資格者等間で当日の入れ替えを実施し、教育部長に届けなければならない。

(有資格者等の報告)

第21条 有資格者等は指導員研修会、クリニック等参加した場合、遅滞なく教育部長に報告しなければならない。

(表彰)

第22条 教育部長は、本連盟会員が検定に合格して有資格者等になった場合は、本連盟規約第54条の定めるところにより、連盟理事会に報告し、評議委員会において表彰する。

第23条 教育部長は、前条に定める他、本連盟の発展に著しい功績のあったと認める者を、本連盟規約第54条の定めるところにより、連盟理事会に報告し、審議しなければならない。

(功劳指導員)

第24条 教育部長は、SAJスキー功劳指導員規程に該当する場合、連盟理事会に報告し、審議しなければならない。

(名誉検定員)

第25条 教育部長は、SAJスキー名誉検定員規程に該当する場合、連盟理事会に報告し、審議しなければならない。

(服装等)

第26条 有資格者等は、本連盟主催又は主管するスノースポーツの行事並びにスノースポーツの指導、講習、検定を実施する場合、指導者としてふさわしい服装(原則としてスキーウェア、ヘルメット、ゴーグル又はサングラス、手袋等)を着用し、ネームプレートを着用義務とする。

(教育部事務局所在地等の通知)

第27条 教育部長は、教育部事務局の所在地、電話番号、メールアドレス及び銀行口座を教育部員に通知しなければならない。又、変更の場合は、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(アドバイザー)

第28条 教育部長は、必要に応じて教育部内にアドバイザーを置くことができる。

第29条 アドバイザーは、教育部長の諮問に応じるものとし、各委員会の委員長に対し、助言等をするものとする。

(補足)

第30条 本規程に定めのない事項に関しては、SAJ規程、要領等並びに本連盟規約等の定めるところによる。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、教育部総会において審議し、大分県スキー連盟理事会で承認する。

平成16年10月1日 施行  
令和8年1月1日 改正

# 委員会報告書

年 月 日

大分県スキー連盟 教育部長 殿

委員会

委員長 氏名

印

下記により委員会を開催しましたので報告します。

記

開催年月日	
参加者	
会議内容	

※ 資料等があれば添付すること

	教育部長	教育副部長	教育部担当理事
確認印			

# 休 務 届

年 月 日

大分県スキー連盟 教育部長 殿

休務者 氏名

印

下記の理由により、休務をお願いします。

記

休務期間 (予定)	
休務理由	
資格等	

※ 診断書等、休務理由を証明する資料を添付すること。

	教育部長	教育副部長	教育部担当理事
確認印			